

和歌山IR 事業者選定後の手続き

優先権者選定後、事業者と共同で区域整備計画を作成

募集要項等では、下記のとおり記載しており、事業計画の変更、
コンソーシアム構成員の追加が可能

- ・県は事業者と共同して、国へ申請する区域整備計画を作成する。
- ・事業者は、区域整備計画の作成について、県に最大限協力しなければならない。
- ・優先権者選定後、県の事前の承諾がある場合、コンソーシアム構成員の追加を行うことができる
- ・コンソーシアム構成員のみならず、協力企業や委託先などに対しても、必要に応じて徹底的な背面調査を実施



事業者選定後、提案内容を向上させることを目的に、主に下記事項について優先権者に求める予定

- 事業者提案書の内容をブラッシュアップするための変更
- 事業実施体制を強化するためのコンソーシアム構成員の追加
- 資金調達の確実性を担保するため、融資確約書の提出

※これらは、選定委員会において意見をいただいたもの。